

一般財団法人 高砂市勤労福祉財団事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人高砂市勤労福祉財団が勤労者の福祉の充実のために実施する事業に要する費用等について補助を行い、もって、雇用の促進と職業の安定に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 勤労者の福利厚生に関する事業
- (2) 勤労者福祉に関する相談及び情報提供
- (3) 勤労者福祉に関する啓発事業
- (4) 財団の運営
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、第2条各号に規定する事業に要する費用から、市以外の団体又は個人からの補助金及び該当事業に係る収入を差し引いた額の範囲内で市長が認めた額とする。

(補助金の申請等の手続き)

第4条 補助金の申請等の手続きについては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。